

平成23年度 教育委員会 第22回定例会 議案

1 日 時 平成24年2月23日（木）午前8時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第 44 号議案	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	… 1
----------	---------------------	-----

第 45 号議案	静岡県立特別支援学校分校の校名	… 5
----------	-----------------	-----

第 46 号議案	静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則	… 7
----------	--------------------------	-----

第 47 号議案	静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正	… 11
----------	---------------------	------

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第 44 号議案

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 23 日提出

静岡県教育委員会教育長

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月 日

静岡県教育委員会委員長 金子容子

静岡県教育委員会規則第 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年静岡県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学級編制)</p> <p>第14条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第5条の規定により、小学校における<u>翌年度の学級の編制について、同意を得ようとするときは、毎年2月末日までに、学年の途中において学級の編制又はその変更について、同意を得ようとするときは、その都度、協議しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において提出する規則第10条に規定する児童数を記載する書類は、学級編制表(様式第1号)によるものとする。</p>	<p>(学級編制)</p> <p>第14条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第5条の規定により、小学校における<u>翌年度の学級の編制について、同意を得ようとするときは、毎年2月末日までに、学年の途中において当該年度の学級の編制を行つたときは毎年5月1日以降に遅滞なく、学年の途中において学級の編制又はその変更をしたときはその都度、届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

<第44号議案 概要>

学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行ったが、学年の途中の学級編制及びその変更について、法との整合性を取るため再度の改正を行う。

2 改正の概要

第14条に定めた学級編制を行うとき、学年の途中において学級の編制又は変更をするときに行っていた協議、同意を事後の届出に改める。

3 施行期日

平成24年4月1日

第 45 号議案

静岡県立特別支援学校分校の校名

新たに設置する静岡県立特別支援学校分校の校名を次のとおりとする。

1 沼駿地区

- (1) 校名 静岡県立沼津特別支援学校 愛鷹分校
- (2) 設置場所 沼津市岡一色 875 (静岡県立沼津城北高等学校内)
- (3) 開校予定日 平成 25 年 4 月 1 日

2 志太・榛原地区

- (1) 校名 静岡県立藤枝特別支援学校 燒津分校
- (2) 設置場所 燃津市焼津 5 丁目 5-2 (静岡県立焼津水産高等学校内)
- (3) 開校予定日 平成 25 年 4 月 1 日

平成 24 年 2 月 23 日提出

静岡県教育委員会教育長

第 46 号議案

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 2 月 23 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会文書管理規則（平成13年静岡県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>総合文書管理システム</u> 電子計算機を利用して文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書等の管理に関する事務の処理を行うシステムで法務文書課長」が管理するものをいう。	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>文書管理データベース</u> 「しづおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書等の管理に関する事務の処理を行うシステムで法務文書課長が管理するものをいう。
(職員の責務) 第3条 (略) 2 職員は、前項の規定による文書等の管理に当たり、 <u>総合文書管理システム</u> を利用するよう努めるものとする。ただし、 <u>総合文書管理システム</u> が導入されていない教育機関等にあってはこの限りではない。	(職員の責務) 第3条 (略) 2 職員は、前項の規定による文書等の管理に当たり、 <u>文書管理データベース</u> を利用するよう努めるものとする。ただし、 <u>文書管理データベース</u> が導入されていない教育機関等にあってはこの限りではない。
(文書等の作成) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定により文書等を作成する場合は、作成者、作成年月日その他必要な事項を記録するとともに、 <u>総合文書管理システム</u> を利用して決裁を行う場合を除き、原則として起案用紙を用いて行わなければならない。	(文書等の作成) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定により文書等を作成する場合は、作成者、作成年月日その他必要な事項を記録するとともに、 <u>文書管理データベース</u> を利用して決裁を行う場合を除き、原則として起案用紙を用いて行わなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

<第 46 号議案 概要>

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

総合文書管理システムが廃止され、文書管理データベースが導入されることに伴う改正をする。

2 施行期日

平成 24 年 3 月 1 日

第 47 号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 2 月 23 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
各 教 育 事 務 所 長
埋 藏 文 化 財 センター 所 長
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子容子

改正前	改正後
(文書等の記号及び番号)	(文書等の記号及び番号)
第11条 施行する文書等には、次に定めるところにより、記号及び番号を付けなければならない。	第11条 施行する文書等には、次に定めるところにより、記号及び番号を付けなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 前2号に掲げる文書等以外の文書等	(3) 前2号に掲げる文書等以外の文書等
ア (略)	ア (略)
イ 番号は、 <u>本庁の各課(室)又は各教育機関等の組織ごとに文書管理者が付けた番号を総合文書管理システム(以下「管理システム」という。)を利用して取得する。</u> ただし、次に掲げる文書等については、それぞれ次に定めるところにより処理することができる。	イ 番号は、 <u>文書管理データベース(以下「管理データベース」という。)</u> により、各課(室)又は各教育機関等の組織ごとに文書管理者が付けた番号とする。ただし、次に掲げる文書等については、それぞれ次に定めるところにより処理することができる。
(ア)～(ウ) (略)	(ア)～(ウ) (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項第3号イの規定にかかわらず、 <u>管理システム</u> を利用することが困難な場合は、番号は様式第2号による文書収発簿により、各課(室)又は各教育機関等の組織ごとに文書管理者が付けた番号とする。	3 第1項第3号イの規定にかかわらず、 <u>管理データベース</u> を利用することが困難な場合は、番号は様式第2号による文書収発簿により、各課(室)又は各教育機関等の組織ごとに文書管理者が付けた番号とする。
(公印の使用)	(公印の使用)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>管理システム</u> を	2 前項の規定にかかわらず、 <u>管理データベー</u>

を利用して決裁が行われた文書等について公印を使用するときは、押印する文書等を公印管守者又は公印取扱者に提示し、審査を受けなければならない。

(ファクシミリ及び電子メールによる収受)

第38条 第27条から前条までの規定にかかわらず、ファクシミリ、電子メール、総合行政ネットワークの電子文書交換システム及び管理システムによる収受の方法については、別に定めるところによる。

(起案)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 管理規則第6条第3項の起案用紙は、様式第11号又は様式第11号の2によるものとする。

(文書等の送達の方法)

第54条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、本庁においては、管理システムを利用して送達することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、文書等のうち、権利の得失又は変更に関係のないもの、軽易なもの等については、ファクシミリ又は電子メールにより送達することができるものとし、その方法については、別に定める。

(分類基準の設定)

第62条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理システムを利用することが困難な場合は、様式第14号の2によることができる。

(ファイル管理表の作成)

第66条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理システムを利用することが困難な場合は、ファイル管理表の作成は、様式第16号の2により行うもの

スを利用して決裁が行われた文書等について公印を使用するときは、押印する文書等を公印管守者又は公印取扱者に提示し、審査を受けなければならない。

(ファクシミリ及び電子メールによる収受)

第38条 第27条から前条までの規定にかかわらず、ファクシミリ、電子メール及び総合行政ネットワークの電子文書交換システムによる収受の方法については、別に定めるところによる。

(起案)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 管理規則第6条第3項の起案用紙は、様式第11号によるものとする。

(文書等の送達の方法)

第54条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、文書等のうち、権利の得失又は変更に関係のないもの、軽易なもの等については、ファクシミリ又は電子メールにより送達することができるものとし、その方法については、別に定める。

(分類基準の設定)

第62条 (略)

(ファイル管理表の作成)

第66条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理データベースを利用することが困難な場合は、ファイル管理表の作成は、様式第16号の2により行う

<p>とする。</p> <p>(公文書ファイルの引継方法)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、管理システムを利用することが困難な場合は、文書保存カードの作成は様式第17号の2により、件名目録の作成は様式第18号の2により行うものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(電磁的記録の管理方法)</p> <p>第71条 管理規則第15条の電磁的記録の管理の方法は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>管理システムに保存されている公文書ファイルの管理その他当該管理システムの管理に必要な事項は、法務文書課長が別に定める。</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>(公文書ファイルの引継方法)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(電磁的記録の管理方法)</p> <p>第71条 管理規則第15条の電磁的記録の管理の方法は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>管理データベースに保存されている公文書ファイルの管理その他当該管理データベースの管理に必要な事項は、法務文書課長が別に定める。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第11条（その1）を次のように改める。

様式第11号（第41条関係）（その1）（用紙　日本工業規格A4縦型）

	保 存 期 間			
大 分 類	中 分 類			
ファイルグループ				
ファイル名				
取扱区分		速達	締切後発送	
		公印承認印	公印押印者印	
		来書日付	平成 年 月 日	
		収受日	平成 年 月 日	
		起案・供覧日	平成 年 月 日	
		決裁日	平成 年 月 日	
		施行日	平成 年 月 日	
受信者	処理期限	平成 年 月 日		
	文書番号			
発信者	来書文書番号			
起案（担当）者	電話番号： 印			
標題				
決裁・供覧押印欄				
備考				

静岡県

様式第11条（その3）を次のように改める。

様式第11条の2を削る。

様式第14号を削り、様式第14号の2を様式第14号とする。

様式第16号を次のように改める。

様式第 16 号(第 66 条関係)(用紙 日本工業規格 A4 横型)
ファイル管理表

所 課	課 名	大分類	中分類	ファイルグループ名	年 度	ファイル名

様式第17号を削る。

様式第17号の2（その1）を様式第17号（その1）とする。

様式第17号の2（その2）を様式第17号（その2）とする。

様式第17号の2（その3）を様式第17号（その3）とする。

様式第17号の2（その4）を様式第17号（その4）とする。

様式第18号を削り、様式第18号の2を様式第18号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県教育委員会文書管理規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

<第47号議案 概要>

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

1 改正の理由及び内容

総合文書管理システムが廃止され、文書管理データベースが導入されることに伴う改正をする。

2 施行期日

平成24年3月1日

第22回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	第 67 回国民体育大会冬季大会の結果	1
2	高校生ひらめき・つなげるプロジェクト	2
3	運輸安全委員会「船舶事故調査報告書」勧告への対応	3
	3月の主要行事予定	12
4	<非>重大な生徒指導事案報告	非

報告事項 1

平成 24 年 2 月 23 日

(件名)

第 67 回国民体育大会冬季大会の結果

(スポーツ振興課)

1 要旨

第 67 回国民体育大会冬季大会に、本県は総勢 46 人で臨んだ。

2 大会概要

競技名	大会期間	開催地	選手団
スケート	1月 27 日(金)～2月 1 日(水)	岐阜県 恵那市他	18 人
アイスホッケー	1月 28 日(土)～2月 1 日(水)	愛知県 名古屋市他	不参加 (ブロック大会敗退)
スキ一	2月 14 日(火)～2月 17 日(金)	岐阜県 高山市	28 人

3 成績**(1) 総合成績**

競技名	総合杯	第 67 回大会		第 66 回大会	
		順位	得点	順位	得点
スケート	天皇杯	28 位	10.0 点	27 位	10.0 点
	皇后杯	20 位	10.0 点	20 位	10.0 点
アイスホッケー	天皇杯	11 位	10.0 点	13 位	10.0 点
スキ一	天皇杯	21 位	12.0 点	24 位	10.0 点
	皇后杯	17 位	10.0 点	17 位	10.0 点
冬季総合	天皇杯	31 位	32.0 点	35 位	30.0 点
	皇后杯	25 位	20.0 点	24 位	20.0 点

(2) 入賞者

競技	種別	種目	氏名(所属)	記録	順位
スキー	成年男子 C	ジャイアントスラローム	大鉢太郎(伊東高校定時制教諭)	1 分 11 秒 65	7

報告事項2

(件名)

平成24年2月23日

高校生ひらめき・つなげるプロジェクト

(高校生のアイディアを地域の活性化等につなげる取組)

(学校教育課)

1 要旨

地域を活性化するためには、若者の社会への参画意識を一層高める必要があり、その取組は「有徳の人」の育成に資するものである。

本年度は、高校生が地域のために自らのアイディアを発信したり、役立つ活動を行ったりする機会を充実し、それぞれの地域の特産品や自然環境、伝統文化等に関する理解を深める活動を推進するため、**地域の活性化等に資するアイディアとアイディアの実践事例**を募集し、表彰するプロジェクトを実施した。

2 概要

(1) 募集

県内の高校及び特別支援学校高等部に在籍する生徒で、校長の推薦を受けた個人又はグループであることを要件として募集したところ、**県立高校から55点の応募**があった。

アイディア提案部門 43点（14校） アイディア実践部門 12点（10校）

(2) 審査

提出された資料に基づき、独創性、実現性又は継続性、社会貢献度等の観点により審査した。

(3) 表彰

部門ごとに審査し、優れた提案及び実践に対し次の賞を授与した。

ア 教育長賞（1点）

イ 静岡県産業教育振興会長賞（1点） ※社団法人静岡県商工会議所連合会会長

ウ 優秀賞（3点程度）

表彰式：平成24年1月26日（木） 県庁本館特別会議室

3 平成24年度に向けて「高校生ひらめき・つなげるプロジェクト 2012」（提案）

経済産業部、文化・観光部等から、**県政に生かせるような具体的なテーマ**を挙げていた
だいたい上で、アイディアを募集し、実践につなげる。

（例）・地域の特産品のキャッチコピーやロゴマークの提案

・地域の特産品を活用した新商品、町おこしプラン等の提案

・新しい観光ルートの提案（岳南鉄道、天竜浜名湖鉄道の活用等）

表彰 県知事賞、各部局長賞、産業教育振興会長賞等

※その他の取組

○本県とコンビニエンスストアとの包括協定に基づく商品開発（発売日）

・県立浜松工業高校（1月17日） ・県立磐田西高校（2月14日）

・県立藤枝西高校（2月21日）

○県立科学技術高校建築デザイン科の生徒による集合住宅の提案（建築甲子園で全国優勝）

運輸安全委員会「船舶事故調査報告書」勧告への対応

(社会教育課)

平成 24 年 2 月 10 日、青少年教育施設等安全対策委員会を開催し、勧告に対する対応を検討した。

1 勧告への対応

以下の安全対策を指定管理者が作成するマニュアル等に定めさせ、内容を点検し必要に応じて是正する。また、指定管理者にカッターえい航訓練の実施を義務付ける。

なお、これらの対応を勧告に基づく措置とし、運輸安全委員会に「講すべき措置に関する実施計画書」を提出する。(報告期限：平成 24 年 3 月 27 日)

(1) 船舶事故調査報告書の指摘に対応する安全対策 (下線は勧告関連)

ア えい航マニュアルを作成し、えい航訓練を年間計画に設定する。

イ 滞留水の排水をマニュアルに明記する。

ウ カッター事故を想定した緊急時対応をマニュアルに定める。

エ 十分な引継ぎ期間を確保する。

オ 自主艇を廃止し、必ずカッターには所員が同乗する。

カ 他施設の実施基準等を収集し、参考とする。

キ 天候不良時のカッター訓練方法の実施基準を定め、マニュアルに明記する。

ク 施設、現場双方から、隨時、気象情報について確認する。

ケ 天候急変時の対応をマニュアルに明記する。(最寄の岸に上陸等)

コ 乗船者の健康状態、年齢等を考慮した実施基準を設定する。

サ 活動実施の可否は、施設責任者と団体責任者の協議により決定する。

シ 利用団体に乗船者名簿の作成と施設側への提出を義務付ける。

ス 乗船者名簿を使用した安否確認訓練を実施する。

セ 活動実施責任者である所員が監視艇に乗船し活動全体の指揮を執る。

ソ 監視艇をカッターに伴走させる。

タ 県教育委員会は、隨時現地確認を行い、安全対策状況を把握し指導する。

(2) これまで検討してきた安全対策

事故発生後からこれまでに県教育委員会として独自に検討してきた安全対策についても引き続き行っていく。

ア カッタープログラムの意義を確認し名称を「カッター研修」とする。

イ 緊急時に備え、所員及び団体指導者がハーバーで待機する。

ウ 活動実施判断等における利用団体の役割を明確にする。

エ 想定される緊急事態(体調不良者の発生等)の対応をマニュアルに明記する。

オ カッター転覆を想定した救助訓練を実施し、救助手順を確立する。

カ 施設責任者が不在でも体制が整えられるような組織体制を構築する。

キ 救命講習や操船講習に参加し技術の向上を図る。

ク 安全対策物品を整備する。(風向風速計設置、ライジングケット更新等実施済み)

ケ 学校が実施する野外活動における学校の役割を明記したガイドを作成し利用者側の安全意識の高揚を図る。

2 平成23年度 運輸安全委員会勧告への対応スケジュール

運輸安全委員会 船舶事故調査報告書による指摘と対応状況
(静岡県及び指定管理者に関する内容)

○…実施済 or 対策検討済 ●…未対応

報告書に記載のある事故発生の要因等	対応及びマニュアルへの反映（案）
<p>●えい航経験 (P47, 56, 68, 71 他)</p> <p>カッターのえい航に関する経験がなく、かつ、知識が乏しかった。</p> <p>カッターをえい航するのは本事故発生当日が初めてであり、過去にえい航訓練を受けたことはなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・えい航を実施できる場合の条件を限定し、えい航不可の場合は救助機関に救助要請する。 ・えい航訓練を経験した者でなければ、カッターのえい航はできないものとする。 ・カッターのえい航訓練を年間訓練計画に位置づけて実施し、経験を積ませる。
<p>○えい航の方法 (P49, 60, 67)</p> <p>カッター船を左傾斜状態でえい航した場合、舵を自由にすると右回頭して左斜航状態となり、横引き角が大きくなるにしたがい、左舷側に引かれる状態となり、左傾斜が増加する。</p> <p>(水平状態でえい航した場合、舵を自由としても回頭しない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・えい航マニュアル原案作成済である。(えい航可能な条件の提示、えい航の手順、舵の取り方など) ・えい航する場合は、被えい航船（カッター）に舵取りを行う所員を必ず乗船させる。
<p>●滯留水の影響 (P50, 66)</p> <p>滯留水が存在する状態では、復元力が低下し、乗船者の着席位置が片寄ることなどにより舷端が没水して転覆する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中はカッター内に滯留水がないか確認する。 ・滯留水が発生した場合、あくまで排水を行う等の対処方法をマニュアルに明記する。
<p>○事故を想定した救助体制の確立 (P57, 58, 62 他)</p> <p>えい航に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等をマニュアルに定めていない。</p> <p>えい航訓練を行っていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カッター訓練における事故を想定した緊急時対応マニュアルの原案を作成済である。 ・えい航訓練を年間訓練計画に位置づけ実施する。
<p>○引継ぎ (P53)</p> <p>風速に関する訓練中止基準の認識が県直営時と異なっており引継が正確に行われていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な引継期間を確保する。 ・マニュアル化を徹底し、引継を行う。

報告書に記載のある事故発生の要因	対応及びマニュアルへの反映（案）
<p>○自主艇（P52 他）</p> <p>カッターに関する知識やとう漕等の経験がない利用団体指導者が舵取りを行う場合には、緊急時、適切な対応を行うことが困難となる可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主艇は廃止する。 ・カッターには必ず指導員が同乗する。
<p>○天候不良時の対応（P52, 55, 68 他）</p> <p>天候不良時の訓練方法は、ハーバー内の訓練にとどめたり、全カッターに指導員を乗船させてハーバー前面水域で訓練を行ったりすることなどの対応方法が指導員間で申し伝えられていたが、指導マニュアルには規定されていなかった。</p> <p>訓練方法の内容が具体的でなく、通常時と天候不良時の訓練方法の変更を決定する時機も明らかでなかった。</p> <p>過去に天候不良時の訓練方法を選定した際の訓練方法を参考にすべきであった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候不良時の訓練方法及びそれに対する実施基準を定め、マニュアル化する。 ・利用団体との訓練実施可否の協議について、朝礼後・ハーバー出航時の2回行う。
<p>○他施設との基準比較（P53, 60, 67）</p> <p>他同類施設に比べ、訓練中止基準の定めが緩やかであり、所長及び指導員の気象等の知識や経験に負うところが大きく、訓練の安全確保が不確定な状況である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設の活動実施基準も参考にしながら、基準の見直しを行う。
<p>○天候急変への備え（P54, 59, 67）</p> <p>12時ごろの気象予報において、各種注意報が発表されていることを知っていたが、15時ごろが風速4m/s、18時ごろが風速1m/sの予測で、午前中の湖面の状況が穏やかであったことから、雨が降っていたものの訓練中に気象が急変することはないと思った。</p> <p>出航して約30分経過した頃に航行方向を南方に変えるように指示をしたが、その頃には、既に、南方からの強まった風波を受け、オールが揃わなくなったり、船酔いした生徒が発生してとう漕が困難になっていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候急変に備えて、活動実施中、事務室では30分おきに気象確認を行う。（状況により間隔を短くして気象確認を行う。） ・気象状況に変化があった場合は、現場活動責任者に速やかに伝達する。 ・天候急変時の対応（最寄の岸へ緊急上陸、救助機関への救助要請など）をマニュアルに明記。

報告書に記載のある事故発生の要因	対応及びマニュアルへの反映（案）
<p>○乗船者の状況による訓練実施の可否について (P55, 60, 68)</p> <p>初心者で体力も十分でないことが予測される生徒による通常時の訓練方法の継続の可否について慎重に判断すべきであった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の年齢等を考慮した訓練実施基準を作成する。
<p>○活動実施の可否決定のプロセス (P54, 55)</p> <p>最終的に所長の判断で活動実施の可否が決定されることになっている。</p> <p>中学校側は、各種注意報が発表されていることを知らされておらず、実施の判断についても、中学校側の意見を求めなかつた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活動実施の判断については、所責任者と利用団体責任者による協議の上、活動可否を決定する。 注意報の発表など気象状況について利用団体に伝え、利用団体との打合せ資料（三ヶ日では「海洋活動事前打合せ記録」）に、利用団体責任者の確認署名をもらう。
<p>○乗船者名簿の作成 (P65)</p> <p>乗船者名簿を作成していれば、救助した生徒等の氏名を確認でき、より早期に転覆船内搜索が実施された可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用団体に乗船者名簿の作成を義務づけ、活動に関わる所員や利用団体指導者が保持するとともに、事務室及び艇庫にも掲示する。 緊急事態発生時の安否確認がスムーズに行えるよう乗船者名簿を使用した救助訓練を定期的に実施する。
<p>○警戒船について (P75)</p> <p>警戒船の配置及び任務について、マニュアルに定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海洋活動実施中は、常に監視艇（警戒船）を伴走させるとともに、出艇数に応じた監視艇数を定めマニュアル化する。 監視艇（警戒船）には活動実施責任者（主担当）となる所員が乗船し、活動全体の指揮に特化する。
<p>○指定管理者への県の指導 (P58, 59)</p> <p>所掌施設の具体的な訓練実施方法や安全対策については把握しておらず、活動に対する指導を行っていなかつた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会が、現地確認を通して所掌施設における訓練実施方法や安全対策の状況を把握し、必要に応じ指導していく。

三ヶ日青年の家海洋活動プログラム安全対策の見直し（案）

○運=運輸安全委員会事故調査報告書に記載のある内容

1 カッタープログラムの意義及び名称

活動の安全確保を重視するため、活動の意義及びプログラムの名称を見直した。

「カッター訓練」

||
厳しい活動という印象

安全性の確保
厳しい試練を与え、「規律」「協調性」「忍耐力」を培う。



「カッター研修」

安全性の確保、無理のない活動

「協調性」「所属感（団結）」「成就感（やり遂げた充実感）」をはぐくませる。
※気付かせるきっかけ作り

活動の安全を確保するために、厳しさのある指導を行う。

2 カッタープログラムの運営方法

カッター研修の安全を重視した運営とするため、次の事項を新たに導入する。

(1) カッター研修運営における実施体制

○運

自主艇の存在（引率者が舵取り）
監視艇の伴走無し



自主艇を廃止する（所員が舵取り）

- ・監視艇が常に伴走する
- ・カッター艇数に応じた監視艇の配置する
3艇以下→監視艇1艇（所員2名）伴走
4艇以上→監視艇2艇（所員4名）伴走

緊急時対応に備えて 所員（自主艇担当）がハーバー待機



緊急時対応に備えて

- ・所員・団体指導者各1名がハーバーで待機する
- ・カッター3艇以下の場合、監視艇1艇がハーバーで待機する

カッター乗船所員1名が活動を指揮 利用団体側の役割が不明確



監視艇乗船所員1名が活動を指揮する

利用団体側の役割を明確化する

- 引率責任者（事務室に待機）
 - 緊急時は所長と対策本部を立ち上げ
- 引率指導者（カッター及びハーバー）
 - 活動者の体調把握、指導補助
 - （緊急時含め）活動者の人員確認

(2) 乗船者名簿の配備

緊急事態発生時、速やかな人員確認を行うための名簿を用意する。活動直前には、乗船者の最終確認を合同（活動に関わる所員及び団体指導者）で行う。

運

乗船者名簿は引率者が持参しており利用団体側からも提出を求めておらず、所員は名簿を携帯していない。



- ・活動者の乗船位置が一目でわかる乗船者名簿を作成し、急な乗船位置の変更でも修正しやすい様式とした
- ・活動前日に提出を義務づけ、活動当日直前に修正有無の確認を行う
- ・活動に関わる所員や団体指導者が保持し、事務室及び艇庫にも掲示する

3 安全な運営に関する基準

(1) 気象条件による実施基準の明確化

具体的な数値及び説明による実施基準を明記した。

運

注意報発表に対する実施基準が明記されていない
数値による具体的な基準が示されていない



出艇中止基準に近接した条件下で、今後波、風、雨が強まると予想される場合、活動範囲を青年の家を中心とした 1.5km 以内とする。

- ・注意報発表時は活動中止と明記する（雷及び濃霧注意報については活動の安全が確保出来る条件を満たせば活動可）
- ・注意報未発表でも活動中止とする雨量、風速などの数値基準（数値化不可の場合は具体的条件）を明示する
- ・その他観天望気や地域特有の気象現象で注意すべき項目などを明記する

(2) 乗船者の年齢、体力を考慮した判断基準

乗船者の体力、年齢を考慮し、中1以下は活動可能な基準を厳しくした。

運

明確な基準なし



中学1年生までと中学2年生以上に区分した判断基準を設定する

(3) 活動実施の判断方法

運

実施可否の判断は所長が行う
(但し、荒天時は団体責任者の意見を聞いた上で判断)



担当所員の情報収集をもとに、所長が団体責任者と協議の上、実施可否を決定することをマニュアルに明記する

利用団体の同意のもとで活動実施することを明確にするため、打合せ記録を作成し、団体責任者がサインする

活動実施の協議は、朝礼後・出艇前の2回行う

(4) 活動実施中の対応

運

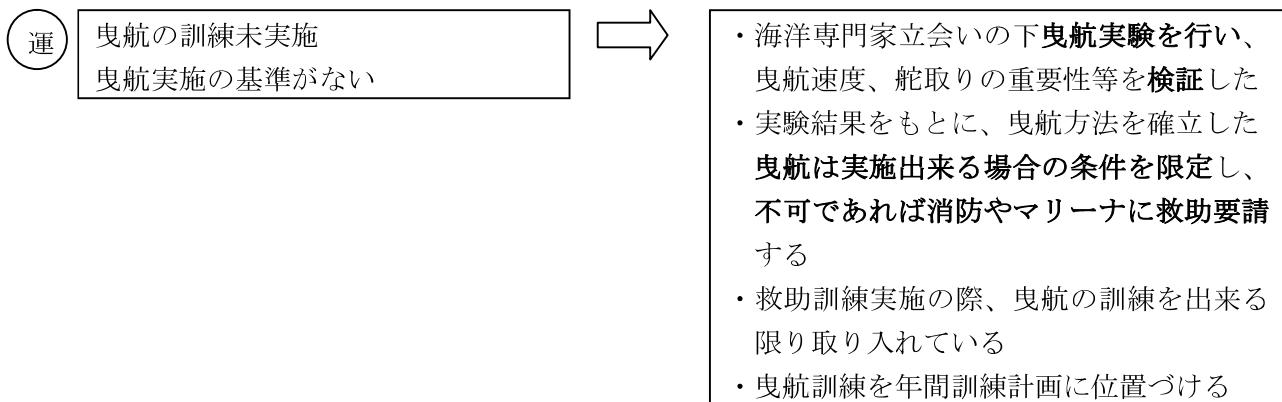
明確な規定なし



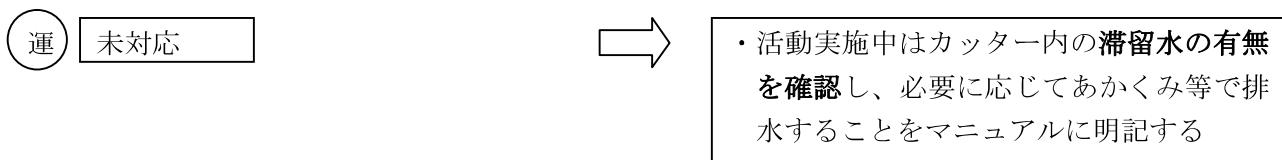
30分毎にインターネットで気象情報の確認を行い、天候急変などの状況変化をいち早く主担当に伝達する

4 緊急事態の発生に備えた体制

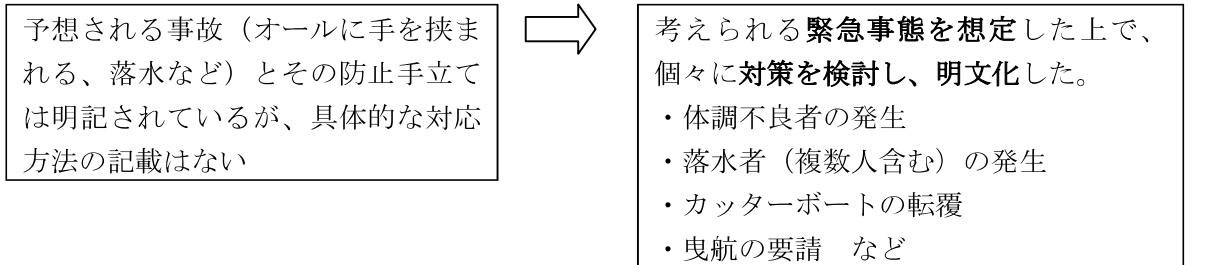
(1) 埋航実施の基準



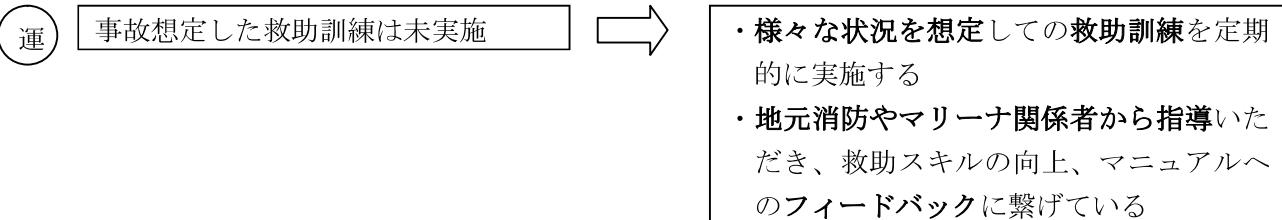
(2) 滞留水の対応



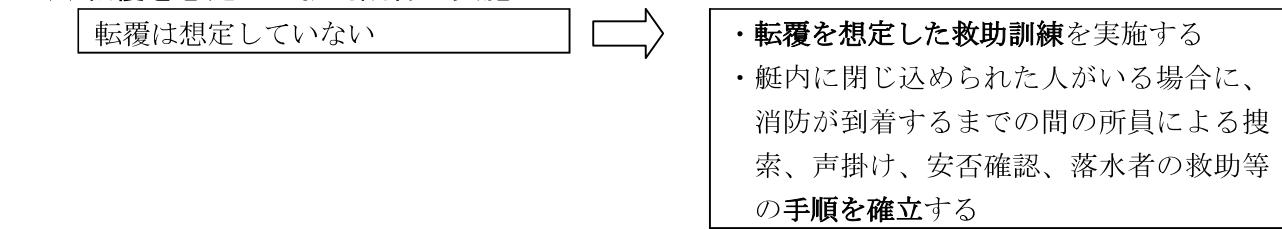
(3) 緊急事態発生時の対応



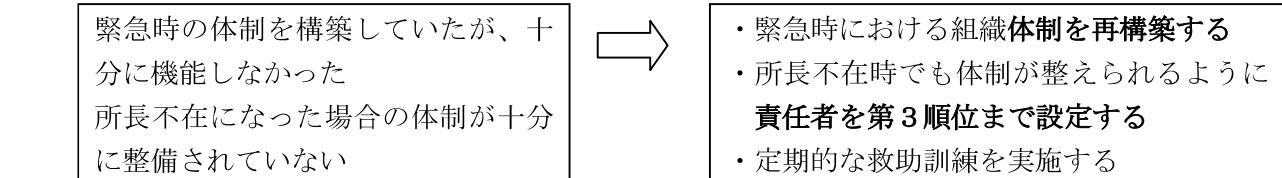
(4) 緊急事態を想定した救助訓練の実施



(5) 転覆を想定した救助訓練の実施



(6) 緊急時における組織体制及び指揮命令



5 その他

(1)マニュアルの定期的な点検

運

野外活動の安全管理に関する統一的なマニュアルがなかった



- ・マニュアルを整備する
- ・海洋活動記録簿によりヒヤリハットや改善点を記録し、所員全員参加の所員会を月1回実施する
- ・マニュアルの見直しは年1回行い、救助訓練の実施と合わせてPDCAサイクルによるマニュアルの更新を継続的に実施する

※海洋活動安全管理マニュアルについて

- ①安全対策マニュアル (安全な活動の実施、事故未然防止)
- ②緊急時対応マニュアル (緊急事態の発生に対しての対応)
- ③救助マニュアル (緊急時における具体的な救助方法)
- ④指導マニュアル (研修生に対する具体的な指導方法)

(2)所員の救助スキル向上のための取組

主には、実践の中でのスキル向上に努めていた



- ・消防署で実施される救命講習に参加する
- ・周辺マリーナ、国立青少年施設等で開催される操船講習や安全管理講習へ参加する
- ・消防機関や焼津青少年の家との合同訓練を実施する

(3)安全対策物品の購入

(機能強化のため物品更新、購入)



ライフジャケット (バックルタイプ)
風向風速計
AED
ハンディ風速計及び雷探知機
曳航用ロープ
救命浮環 など

(4)利用者ガイドの作成

利用の手引で野外活動の案内を行う



学校における野外活動実施にあたり、学校の役割を明記した利用者ガイドの充実を図る

報告事項

(件名)

平成 24 年 2 月 23 日

3 月 の 主 要 行 事 予 定

日 時	行 事 名	会 場 等
3/6 (火) 午後	◎教育委員会定例会（3月第1回）	県庁西館 7階 教育委員会議室
3/15 (木) 午後	◎教育関係者懇談会	浜松市パーソナルサポートセンター
3/19 (月) 午後	◎教育委員会定例会（3月第2回）	県庁西館 7階 教育委員会議室

◎全委員

<県議会 2 月 定例会の日程>

開 会	2 月 21 日 (火)
本会議（質問）	2 月 27 日 (月) ~ 3 月 5 日 (月)
委 員 会	3 月 7 日 (水) ~ 12 日 (月)
閉 会	3 月 16 日 (金)
会 期	25 日間